

# 教具としての情報端末（「一人一台端末」という）に関するルール

## I 端末活用ガイドライン

### 1 目的

端末は、自ら学び、考え、創造するための「学習用具」として使用する。

### 2 管理

端末およびID・パスワードは、自分自身の責任で大切に管理する。貸し借りはしない。

### 3 著作権・肖像権

撮影した写真や動画、インターネット上の情報を扱う際は、他人のプライバシーや著作権を尊重する。本人の許可なくSNS等にアップロードしない。

### 4 コミュニケーション

相手を傷つける言葉や、学習に関係のないメッセージのやり取りはしない。

### 5 健康への配慮

適切な使用を心掛け、長時間の使用を避けるなど、自身の健康管理に努める。

### 6 故障・紛失

異常や破損に気づいたときは、速やかに学校（教員）に届ける。

## II ガイドラインを遵守するために

### 1 「学習用具」の使用心得（ガイドライン1及び2）

- (1) 一人一台端末は学習のための「文房具」であり、大切に扱うこと。
- (2) ID・パスワードは、校内で最も重要な個人情報であり、大切なものとして個人個人で管理を徹底し、他人に教えないこと。なお、個人アカウントは校内で使用できない。
- (3) 無断で他人を撮影・録音したり、ネットに掲載したりしないこと。
- (4) 誹謗中傷やいじめにつながる行為は、端末上でも絶対に許されない。
- (5) 家庭での充電を習慣化し、授業に支障が出ないようにすること。（校内での充電は原則禁止する）

### 2 法的順守（コンプライアンス）に関すること（ガイドライン3及び4）

- (1) インターネット上での脅迫、名誉毀損（誹謗中傷）、著作権侵害、不正アクセス、児童ポルノの送受信等の違法行為が確認された場合、校内での対応はもちろん、学校は直ちに警察等関係機関と連携し厳正に対処する。
- (2) 学習に無関係なサイトへのアクセス、フィルタリングの回避、テスト等での不正行為などに端末を利用した場合は、校則に基づき指導・懲戒の対象とする。
- (3) 特定の個人を攻撃する内容や、学校・個人の名誉を著しく傷つける内容を送信・掲

示は厳しく対応する。これらは重大ないじめ事案として扱うこともある。

- (4) 他人のID・パスワードの盗用、データの改ざん、またはそれらを試みる行為は、犯罪行為（不正アクセス禁止法等）に該当し、警察等関係機関と連携し厳正に対処する。
- (5) 一度ネット上に流出した情報は完全に消去することが困難（デジタル・タトゥー）であり、その拡散に関わった者も法的・社会的な責任を問われることを理解する。

### Ⅲ 参考資料（ICT活用に関わる法的根拠）

#### 1 刑法・特別法（犯罪行為となるもの）

##### (1) 不正アクセス禁止法

他人のIDやパスワードを無断で使用してログインすること、他人の情報を盗み見ることなどを禁止する。

##### (2) 刑法（名誉毀損罪・侮辱罪）

SNSや掲示板で他人の悪口を書いたり、名誉を傷つけたりする行為。ネット上の書き込みも厳しく罰せられる。

##### (3) 刑法（脅迫罪・強要罪）

相手を怖がらせるような書き込みや、無理やり何かをさせる行為をいう。

##### (4) 児童ポルノ禁止法

自分の裸や下着姿を撮影して送ったり、他人のそうした画像を受け取ったり、保存・拡散したりする行為をいう。

#### 2 インターネット利用に関する法律

##### (1) 青少年インターネット環境整備法

青少年が安全にネットを利用できるよう、保護者の義務やフィルタリングの提供などが定められる。

##### (2) いじめ防止対策推進法

「ネット上のいじめ」も法律上のいじめに含まれる。深刻な被害が生じた場合、学校は警察と連携して対応することが義務付けられている。

#### 3 文部科学省からの通知・指針

##### (1) GIGAスクール構想下での1人1台端末等のICT環境の活用に関する方針

学習のための適切な利用、健康への配慮（目の健康など）、情報の取り扱いに関する方針

##### (2) 教育情報のセキュリティポリシーに関するガイドライン

学校で扱う情報の漏洩を防ぐための厳格なルールが定められている。